

中野市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車乗車時の安全の確保を図るため、自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に頭部を保護する目的で製造され、安全認証を受けたもののうち、新品で購入したものをいう。
- (2) 安全認証 一般財団法人製品安全協会等が定める安全基準を満たしていることを示す認証をいう。
- (3) 高校生等 補助金の交付申請を行う年度の3月31日において、16歳から18歳までの者をいう。
- (4) 高齢者 補助金の交付申請を行う年度の3月31日において、65歳以上の者をいう。

(成果の指標)

第3条 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、ヘルメット着用件数の増加とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する高校生等又は高齢者
- (2) 過去に、長野県内の他の市町村で、長野県自転車用ヘルメット購入支援事業補助金交付要綱（令和5年12月11日付け5く消第231号長野県県民文化部長通知）に基づく補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費、補助金額及び補助回数)

第5条 補助金の対象となる経費は、ヘルメット1個の購入に要する経費とする。

2 補助金の額は、前項に規定する経費の2分の1以内の額とし、2,000円を限度とする。

3 補助金の交付回数は、補助対象者1人につき1回に限る。

(補助金交付の申請)

第6条 規則第3条の申請書及び第13条の交付請求は、中野市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(別記様式)によるものとし、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) ヘルメット購入費用の支払を証する書類

(2) 安全認証が確認できる書類

(3) ヘルメット着用者が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書兼請求書は、ヘルメットを購入した日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第7条 規則第10条の実績報告書は、前条の申請書兼請求書の提出をもって、報告があったものとみなす。

2 規則第11条に規定する補助金等の額の確定は、規則第4条第1項に規定する交付の決定の通知をもって、これに代えるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年12月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。